

市史編さん

三木市史通史編第5巻 資料編近世を発売

市は神戸大学と連携して市史編さん事業に取り組んでおり、通史編全8巻と地域編全10巻を刊行予定です。

今年は、通史編の2冊目となる『資料編近世』を発売します。この本では、^{しよくほく}織豊期から幕末維新期までの資料を扱い、商業都市だった三木町の金物産業や農村部を含めた近世の三木地域での村の運営や文化をひもときます。

▼販売場所 市史編さん室(みき歴史資料館2階)、みき歴史資料館、市立中央図書館、市役所内福祉コ

問(市)市史編さん室

☎83・1120

ンビ二たんぽぽ、三木市観光協会
価格 3,800円



物価高対策

定額減税しきれない方に差額分を給付

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。定額減税しきれないと見込まれる方については、差額分を給付します。

▼申請方法

対象となる可能性がある課税者へ支給のお知らせ、もしくは確認書を順次送付します。支給のお知らせの内容に変更がない場合は、

手続き不要です。確認書の場合は、必要事項などを記入の上、期限までに返送してください。

▼給付額 定額減税可能額が税額を上回る(減税しきれない)額を1万円単位で切り上げた額

▼申請期限 10月31日(木)必着

問申請(市)総合経済対策給付金

コールセンター

☎86・6660

▲ホームページはこちら

住民税非課税世帯などに10万円を給付

令和6年度の新たな住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯に、10万円を給付します(令和5年度の給付金対象世帯は除く)。

▼申請方法

対象となる可能性がある世帯へ支給のお知らせ、もしくは確認書を順次送付します。支給のお知らせの内容に変更がない場合は、手続き不要です。確認書の場合は、必要事項などを記入の上、期限までに返送してください(案内が届かない場合でも、給付対象の可能性があるので問い合わせてください)。

令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯や、税の修正申告により、住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となつた世帯は申請が必要です。

▼申請期限 10月31日(木)必着

▼こども加算

右記の対象世帯のうち、平成18年4月2日生まれ以降の児童を扶養している世帯に対し、扶養児童1人につき5万円の追加給付金があります(令和6年6月4日以降に生まれた児童については、申請が必要な場合があります)。

問申請(市)総合経済対策給付金

コールセンター

☎86・6660

▲ホームページはこちら

健康

「みっきい☆健康アプリ」のクーポンを追加

市制施行70周年を記念し、市内のコープこうべの店舗で利用できる「お買い物クーポン」を配信しています。1,000円(税込)以上のお買い上げで100円引きのクーポンです。

●期間

7月18日(木)まで

●その他

アプリの使い方についての出張説明会も受け付けています(希望者がおおむね5名以上で、机・椅子・電源を準備できる団体が対象)。

問(市)医療保険課

保健事業担当



▲ホームページはこちら

マイナンバー

国外転出者のマイナンバーカード利用が開始

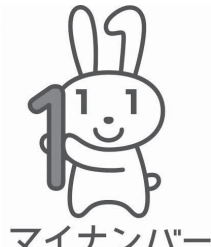
日本国籍の方は、日本から国外転出する際に、継続利用手続きをすること、国外でも引き続きマイナンバーカードを利用できます。

また、現在、国外在住の方も、新たに国外転出者向けのマイナンバーカードを申請できます。

▼対象

マイナンバー制度の開始(平成27年10月5日)以降に日本に住民登録

をしたことがある日本国籍の方
問(市)市民課 市民係



▲ホームページはこちら

国民年金

国民年金保険料の免除申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが難しい場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。7月から令和6年度(7月分〜令和7年6月分)の申請を受け付けています。申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

未納のまま申請が遅れると障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがありますので、速やかに申請してください。

▼必要なもの 年金手帳(基礎年金番号通知書)に加えて次のものが、必要です(郵送で提出する場合は、各書類コピー可)。

- ・失業した方:雇用保険被保険者離職票など
- ・倒産した方:廃業届(受付印のあるもの)など
- ・個人番号による申請をする方:マイナンバーが確認できるもの、運転免許証などの顔写真付きで本人確認ができるもの

▼申請方法

市役所3階市民課、吉川支所市

▼継続申請している場合

令和5年度の全額免除または納付猶予を認められた方が、令和6年度以降も継続を希望していた場合は、申請は不要です。

該当する方には「期間延長承認通知書」が、該当しない方には「期間延長不該当通知書」が9月末までに明石年金事務所から送付されます。該当しない方には、後日、「納付書」も送付されます(該当しない方でも一部免除を希望する場合は、改めて申請をしてください)。詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。

問申請・明石年金事務所

☎0570・055・1165

(市)市民課 年金係



▲ホームページはこちら

三木スズキ

お気軽に
ご来店ください!

R175 エディオンさんすぐ隣!

〒674-0404 三木市大村1089 ☎0794-86-1900

エムクライム ワークス

株式会社 エムクライム

車検・点検
お待ちしております。

三木警察署 目の前!

〒673-0405 三木市平田251-1 ☎0794-86-0505